

だいしん創業支援資金

金融機関連携型創業関連保証

誕生3



◆ご利用いただける方

信用保証協会の保証を受ける事ができる方で、以下の①～③のいずれかに該当する方。

- ①事業を営んでいない個人が、本件申込時点から起算して1か月以内に個人で事業開始しようとする方、もしくは2か月以内に新たに設立した法人で事業開始しようとする方
- ②事業を営んでいない個人が、個人もしくは新たに設立した法人で事業を開始してから5年未満の方
- ③法人が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに法人を設立して事業を開始しようとする会社、もしくは会社を設立して5年未満の会社

- ◆ご融資限度額 1000万円以内
- ◆お使いみち 運転資金・設備資金
- ◆ご融資期間 10年以内
- ◆ご返済の方法 元金均等返済（据置期間は1年まで可能）
- ◆ご融資金利 変動金利（金庫所定の金利となります）
別途、信用保証協会への保証料が必要です。
- ◆担保 不要です。
- ◆連帯保証人 原則として法人の代表者以外連帯保証人を徴求しません。

※平成29年10月2日現在

◆お問い合わせ先

大阪信用金庫 地域産業振興部

大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号

TEL 06-6772-1592 / E-mail chisan@osaka-shinkin.co.jp